

令和 8 年度

柏市社会福祉法人等指導監査実施計画(案)

- 基本(共通)指導監査計画…………… 1 ページ
- 社会福祉法人の指導監査の計画…………… 3 ページ
- 社会福祉連携推進法人の指導監査の計画…………… 4 ページ
- 高齢者施設の指導監査の計画…………… 5 ページ
 - ・ 老人福祉施設への指導監査
 - ・ 介護サービス事業所への運営指導
 - ・ 有料老人ホームへの立入検査
- 障害者・障害児施設の指導監査の計画…………… 9 ページ
 - ・ 障害者支援施設への指導監査
 - ・ 障害福祉サービス事業所等, 障害児通所支援事業所等への運営指導
- 保育施設等の指導監査の計画…………… 13 ページ
 - ・ 児童福祉施設等への指導監査
 - ・ 幼稚園(特定教育・保育施設)への指導監査
 - ・ 居宅訪問型事業者への指導監督
 - ・ 特定子ども・子育て支援施設への指導監査
 - ・ 乳児等通園支援事業の指導監査
- 社会事業授産施設の指導監査の計画…………… 18 ページ
 - ・ 社会事業授産施設への指導監査

基本（共通）指導監査計画

1 沿革

指導監査は、社会福祉法その他関係法令及び通知に基づき、柏市が所轄する社会福祉法人及び福祉サービスを提供する施設・事業所（以下「施設等」といいます。）の適正な運営を図る目的で実施するものです。

柏市では、令和5年度に「障害者・障害児施設」、「保育施設等」及び「社会事業授産施設」の指導監査に係る事務を指導監査課に移管し、福祉サービスを提供する施設等の指導監査を一元的に行う体制を整備しました。

令和7年度からは、種別を超えて共通して確認すべきことがらについて「基本（共通）指導事項」を定めるとともに、各種別ごとに固有の「重点指導事項」を定め、各種別で付された指摘等のより体系的・横断的な分類管理を図ることとしています。

2 実施方法

根拠となる法令及び通知によって呼称は異なりますが、概ね次の(1)(2)の区分により実施します。

(1) 周期的に行うもの

関係法令等に基づく周期により、対象施設等に出向いて実施します。

(2) 随時に行うもの

周期的な指導監査によって重大な問題が認められたり、苦情・通報等によって基準等の違反が疑われたり、不祥事の発生した施設等を対象に、随時に改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

3 基本（共通）指導事項

年度及び種別を跨いだ横断的な比較検証を可能とするため、社会福祉法人と福祉サービスを提供する施設・事業所とでそれぞれ次の(1)(2)のとおり定めます。

各種別ごとに特に重点的に確認する指導事項については、別途「重点指導事項」を定めます。

(1) 社会福祉法人等に対するもの

ア 適正な法人運営の確保

- 各設置組織（評議員会、理事会等）の運営
- 各設置組織の構成員（評議員、役員等）の選任・解任
- 登記
- その他

イ 適正な会計管理の確保

- 経理事務の適正な執行（予算の執行を含む）
- 決算処理
- 資金・資産等の管理
- 契約等事務の執行

○その他

(2) 福祉サービスを提供する施設・事業所に対するもの

ア 適正な施設・事業所運営の確保

- 設備
- 人員・勤務管理
- 規程・指針等の整備
- サービス提供に係る計画・記録の整備
- 緊急時対応（防災・防犯，事故を含む）
- 虐待・身体的拘束
- 苦情解決
- 健康・衛生管理
- 食事等の提供
- 情報開示
- その他

イ 適正な財務処理の確保

- 公的支出（報酬・補助金）の請求・受領・運用
- 各種加算等の適正な算定
- 利用料金等の出納管理等
- 財産管理（利用者からの預かり財産を含む）
- その他

4 基本（共通）評価基準

根拠となる法令及び通知によって呼称は異なりますが、概ね次の(1)～(3)の区分により実施します。

(1) 文書による指摘

法令・通知違反がある場合、前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い、必要と認められたものについては期限を付して改善報告を求めます。また、提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は、改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) 口頭による指摘

軽微な法令・通知違反がある場合、改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。必要と認められたものについては口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い、改善状況を次回の指導監査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知違反ではありませんが、施設等の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

社会福祉法人の指導監査の計画

1 根拠

社会福祉法第56条

2 目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、適正な法人運営を図る目的で実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般監査
随時に行うもの	特別監査

5 一般監査の周期

3年に1回。ただし、一定の要件（会計監査人等により監査等の支援を受けている場合等）に該当する場合は、4年に1回又は5年に1回に周期を延長することができます。

6 実施計画

法人が実施する 施設・事業	対象数	計画数	令和7年度の 計画との比較
老人福祉施設・事業のみ	7 (8)	1 (3)	-2
障害福祉施設・事業のみ	6 (6)	2 (3)	-1
児童福祉施設・事業のみ	6 (6)	2 (4)	-2
複数分野の施設・事業	5 (3)	1 (1)	0
社会福祉協議会	1 (1)	1 (0)	1
計	25 (24)	7 (11)	-4

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

社会福祉連携推進法人の指導監査の計画

1 根拠

社会福祉法第144条の規定により準用する同法第56条

2 目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、適正な法人運営を図る目的で実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般監査
随時に行うもの	特別監査

5 一般監査の周期

3年に1回。ただし、一定の要件（会計監査人等の作成する会計監査報告が国の定める基準を満たす場合等）に該当する場合は、5年に1回に周期を延長することができます。

6 実施計画

法人が実施する事業	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
人材確保等業務のみ	1	1	-
計	1	1	-

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

高齢者施設の指導監査の計画

老人福祉施設への指導監査

1 根拠

老人福祉法第18条

2 目的

老人福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般監査
随時に行うもの	特別監査※

※ 死亡事故等の重大事故（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含まれます。）にも実施します。

5 一般監査の周期

3年に1回

6 重点指導事項

(1) 虐待の防止

利用者の尊厳を損なう虐待が行われることのないよう、施設の方針として「虐待を一切行わない」方針を明確にし、職員及び家族に周知しているか確認します。

また、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合にあっても、身体拘束例外3原則の運用を適切に行っていること、虐待が疑われる場合には関係機関との連携のもと早期に適切な対応に努めているか確認します。

(2) 褥瘡の発生防止

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか確認します。

(3) 誤嚥による死亡事故の防止

利用者の摂食状況を把握し、利用者の処遇に係る計画を適切に作成した上でサービスを提供しているか確認します。

7 実施計画

施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
特別養護老人ホーム	30 (30)	11 (9)	2
養護老人ホーム	1 (1)	0 (1)	-1
ケアハウス	4 (4)	1 (0)	1
計	35 (35)	12 (10)	2

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

介護サービス事業所への運営指導

1 根拠

- (1) 介護保険法第23条
- (2) 柏市介護保険施設等指導監査要綱
- (3) 柏市介護保険施設等監査要領

2 目的

介護給付費対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に実施するものです。指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本として行います。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	運営指導
随時に行うもの	監査等

5 定期の運営指導の周期

6年に1回

6 重点指導事項

- (1) 虐待の防止
- (2) 介護職員等の処遇改善
- (3) 不正請求の防止（加算要件の確認）

7 実施計画

サービスの種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA	257 (264)	12 (32)	-20

(介護予防) 訪問入浴介護	9 (9)	0 (4)	-4
(介護予防) 訪問看護	129 (107)	6 (21)	-15
(介護予防) 訪問リハビリテーション	18 (6)	2 (0)	2
通所介護・通所介護相当サービス	176 (178)	11(16)	-5
(介護予防) 通所リハビリテーション	18 (18)	4 (4)	0
(介護予防) 短期入所生活介護	50 (50)	15 (16)	-1
(介護予防) 短期入所療養介護	19 (19)	4 (4)	0
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21 (21)	5 (8)	-3
(介護予防) 福祉用具貸与	52 (56)	0 (8)	-8
(介護予防) 特定福祉用具販売	50 (54)	0 (8)	-8
居宅介護支援	121 (122)	7 (19)	-12
介護予防支援	25 (22)	0 (1)	-1
介護予防ケアマネジメント	12 (12)	0 (0)	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7 (7)	1 (3)	-2
夜間対応型訪問介護	2 (2)	0 (0)	0
地域密着型通所介護	56 (59)	3 (4)	-1
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2 (2)	0 (0)	0
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	18 (18)	2 (8)	-6
看護小規模多機能型居宅介護	2 (2)	0 (1)	-1
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	60 (60)	14 (21)	-7
(地域密着型) 介護老人福祉施設	30 (30)	11 (9)	2
介護老人保健施設	9 (9)	2 (3)	-1
介護医療院	1 (1)	0 (0)	0
医療みなし	*	0 (0)	0
計	1,144 (1,128)	99 (190)	-91

* 「医療みなし」は、対象数の計に含めない。

※ サービス単位

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ ()内の数値は、令和7年度のもの

8 集団指導

令和7年度と同様に、市ホームページでの動画配信及び資料掲載により実施する予定です。

有料老人ホームへの立入検査

1 根拠

- (1) 老人福祉法第29条
- (2) 柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱
- (3) 柏市有料老人ホーム設置運営指導指針

2 目的

老人福祉法及び柏市有料老人ホーム設置運営指導指針等の規定に照らして、改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導等を行うことにより、施設の適正な運営及び入居者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とします。

3 実施体制

指導監査課が行います。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、住宅政策課と指導監査課が合同で行う場合があります。

4 実施方法

職員が有料老人ホームに出向き、施設内を巡視し、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の6に定める帳簿（入居者が負担する費用の受領の記録等）を確認します。

5 定期の立入検査の周期

3年に1回

6 重点指導事項

- (1) 虐待の防止
- (2) 不適切な身体拘束等の防止
- (3) 事故発生の防止

7 実施計画

種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
有料老人ホーム	45 (42)	18 (18)	0
有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅	44 (44)	13 (14)	-1
計	89 (86)	31 (32)	-1

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

障害者・障害児施設の指導監査の計画

障害者支援施設への指導監査

1 根拠

社会福祉法第70条

2 目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般監査
随時に行うもの	特別監査※

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等の活用や当該障害者支援施設にて実施するサービスに対する前年度の運営指導の結果に特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は書面による一般監査を実施します。

また、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設は、一般監査（実地及び書面）を省略します。

※ 死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含まれます。）にも実施します。

5 一般監査の周期

1年に1回

6 重点指導事項

(1) 利用者支援の充実

適切な個別支援計画の作成がなされているかの観点から、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して策定されているか等を確認します。

(2) 利用者の生活環境等の確保

施設設備等生活環境の適切な確保のため、居室等の清掃，衛生管理，保温，換気，採光及び照明の状況等を確認します。

7 実施計画

施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
障害者支援施設	2 (2)	2 (2)	0

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への運営指導

1 根拠

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条
- (3) 柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領
- (4) 柏市指定障害福祉サービス事業者等監査要領
- (5) 児童福祉法第21条の5の22
- (6) 児童福祉法第24条の34
- (7) 児童福祉法第57条の3の2
- (8) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等指導要領
- (9) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等監査要領

2 目的

指導は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項について周知徹底させ，指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等（以下，「事業所」といいます。）が守るべき基準及び留意事項について質問検査をもって指導することにより，自立支援給付対象サービス等及び指定施設支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とします。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	運営指導
随時に行うもの	監査※

※ 次に該当する場合にも行います。

- (1) 運営指導により文書指摘を行った場合で，改善報告書の提出があったにもかかわらず，その後自主的な改善が図られないとき

(2) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあるとき

(3) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りがあり、その内容が著しく不正な請求と認められるとき

5 運営指導の周期

原則6年（指定有効期間内）に1回。例外として、指定後間もない事業所、就労継続支援A・B型及び共同生活援助並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスにあっては、3年に1回とする。

6 重点指導事項

令和7年度にも給付費の不正請求があったため、各サービスにおける基本報酬及び加算の適正な算定について、当該算定にあたり根拠とする記録等を確認し、適正な請求事務を行っているか確認します。

7 実施計画

サービスの種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
居宅介護	85 (88)	6 (16)	-10
重度訪問介護	63 (65)	3 (10)	-7
同行援護	27 (27)	1 (7)	-6
行動援護	7 (6)	1 (0)	1
療養介護	1 (1)	0 (0)	0
生活介護	41 (43)	9 (7)	2
短期入所	36 (34)	11 (2)	9
自立訓練（生活訓練）	5 (5)	0 (1)	-1
自立訓練（宿泊型）	1 (1)	0 (0)	0
就労移行支援	21 (19)	5 (3)	2
就労継続支援A型	15 (12)	9 (2)	7
就労継続支援B型	38 (34)	14 (9)	5
就労選択支援	3 (0)	2 (0)	2
就労定着支援	13 (11)	6 (3)	3
自立生活援助	1 (2)	0 (0)	0
共同生活援助	52 (49)	15 (19)	-4
施設入所支援	2 (2)	2 (0)	2
特定相談支援	41 (37)	4 (3)	1
一般相談支援	15 (15)	0 (3)	-3
児童発達支援	67 (59)	26 (16)	10
放課後等デイサービス	83 (76)	38 (25)	13

保育所等訪問支援	19 (15)	6 (1)	5
居宅訪問型児童発達支援	1 (2)	0 (1)	-1
医療型児童発達支援	0 (1)	0 (0)	0
障害児相談支援	34 (31)	3 (6)	-3
計	671 (635)	161 (134)	27

※ サービス単位

※ 対象数は令和 8 年 4 月 1 日現在のもので休止中の事業所を含み、() 内の数値は、令和 7 年 4 月 1 日現在のもの

8 集団指導

令和 8 年運営指導方針及び各種申請にあたっての注意点、介護給付費等の請求上の注意点について説明する集団指導を市ホームページでの資料掲載により実施する予定です。

保育施設等の指導監査の計画

児童福祉施設等への指導監査

1 根拠

- (1) 児童福祉法第46条及び第34条の17
- (2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条
- (3) 子ども・子育て支援法第14条及び第56条

2 目的

児童福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3 実施体制

指導監査課と保育運営課合同で実施します。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般指導監査
随時に行うもの	特別指導監査※

※ 死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）にも実施します。

5 一般指導監査の周期

原則として，年度ごとに1回以上

ただし，前年度の実地検査の結果，その児童福祉施設を設置してからの年数（3年以上）及び前年度の実地検査の実施率（5割以上）を総合的に考慮して，実地によらない検査とすることも検討します。

6 重点指導事項

(1) 事故防止及び安全対策

乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策及び窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか，また，毎月避難訓練を実施しているか確認します。

(2) 苦情への対応

児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため，苦情解決責任者，苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認します。

7 実施計画

認可等	施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
-----	-------	-----	-----	--------------

認可 ・ 認定	保育所	82 (81)	36 (81)	-45
	小規模保育事業	20 (18)	11 (18)	-7
	幼保連携型認定こども園	19 (17)	14 (17)	-3
	幼稚園型認定こども園	5 (5)	5 (5)	0
認可外	その他保育所	8 (10)	6 (10)	-4
	家庭的保育事業	1 (3)	1 (3)	-2
	事業所内保育事業	16 (15)	8 (15)	-7
	企業主導型保育事業	11 (13)	5 (13)	-8
認可・認定 小計		126 (121)	66 (121)	-55
認可外 小計		36 (41)	20 (41)	-21
計		162 (162)	86 (162)	-76

※ 認可・認定施設については児童福祉法施行令第35条の4及び第38条により、認可外保育施設については児童福祉法第59条により、一部の施設については前年度の実地の検査の結果等を勘定して、次年度において実地による検査を行うものとする。

※ 今年度の計画数は、**実地検査の件数**

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査

1 根拠

子ども・子育て支援法第14条及び第38条

2 目的

特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

3 実施体制

指導監査課と保育運営課が合同で実施します。

4 実施方法

実地指導等により行います。

5 一般監査の周期

原則として、年度ごとに1回以上

6 一般監査の実施計画

施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
幼稚園（新制度移行園）	7 (4)	5 (4)	1

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

居宅訪問型事業者への指導監督

1 根拠

児童福祉法第59条第1項

2 目的

適正な保育内容及び保育環境の確保を図ることを目的としています。

3 実施体制

指導監査課と保育運営課が合同で実施します。

4 実施方法

(1) 複数保育士を有する事業所

実地指導により行います。

(2) 個人

集団指導により行います。

5 定期の集団指導の周期

原則として、年度ごとに1回以上

6 指導の実施計画

対象区分	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
複数の保育士を有する事業所	1 (1)	1 (1)	0
個人	25 (32)	25 (32)	-7
計	26 (33)	26 (33)	-7

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ () 内の数値は、令和7年度のもの

特定子ども・子育て支援施設への指導監査

1 根拠

子ども・子育て支援法第30条の3 (第14条準用)

2 目的

施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に行います。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

(1) 実地指導

児童福祉施設等への指導監査と併せて実施

(2) 集団指導

新たに対象となった施設について、書面において実施

5 実地指導の周期

6年に1回

6 実地指導の実施計画

対象区分	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
幼稚園（新制度未移行園）	7（13）	2（2）	0
認可外保育施設	10（12）	1（0）	1
事業所内保育施設	11（13）	0（4）	-4
預かり保育事業	25（22）	5（3）	2
一時預かり事業	21（14）	1（4）	-3
病児保育事業	2（2）	0（0）	0
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1（1）	0（1）	-1
計	77（77）	9（14）	-5

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ （ ）内の数値は、令和7年度のもの

※ 複数の事業にまたがる事業者は、上位の項目で計上

乳児等通園支援事業の指導監査

1 根拠

児童福祉法第34条の17第1項及び児童福祉法施行令第35条の4

2 目的

児童福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、適切な事業運営の確保を図ることを目的に実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

実地につき検査を実施します。

5 実地指導の周期

原則として、年度ごとに1回以上

6 実地検査の実施計画

施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の 計画との比較
保育所	12	12	-
小規模保育事業	0	0	-
幼保連携型認定こども園	2	2	-
幼稚園型認定こども園	2	2	-
幼稚園（新制度移行園）	1	1	-
その他	1	1	-
計	18	18	-

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

社会事業授産施設の指導監査の計画

社会事業授産施設への指導監査

1 根拠

社会福祉法第70条

2 目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3 実施体制

指導監査課が行います。

4 実施方法

種別	呼称
周期的に行うもの	一般監査
随時に行うもの	特別監査※

※ 死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）にも実施します。

5 一般監査の周期

3年に1回

令和7年度における一般監査の結果，特に重大な運営上の問題点がなく，かつ，適正な施設運営が概ね確保されていると認められたため，令和8年度以降は実施周期を見直し，3年に1回実施することとします。

6 実施計画

施設の種別	対象数	計画数	令和7年度の計画との比較
社会事業授産施設	0（1）	0（1）	-1

※ 対象数は令和8年4月1日現在のもの

※ （ ）内の数値は，令和7年度のもの